

条例 番号	公布年月日	件 名	関係部
16	R8. 3. 31	渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例	区民部 会計管理室 監査委員事務局
17	R8. 3. 31	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	区民部 会計管理室 監査委員事務局

渋谷区条例第16号

渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例

渋谷区特別区税条例（昭和39年渋谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第37条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第37条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第37条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第37条の4から第37条の9までを削る。

第38条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第39条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第40条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書」を「第37条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3から第5条の7までを削る。

附則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第6条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の渋谷区特別区税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の

環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年渋谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

渋谷区条例第17号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和28年渋谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第3条中「の種別割」を削る。

第4条第1項中「（種別割）」を削る。

第6条第1項中「種別割の」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。